

大学等の革新的な研究成果の権利取得・活用支援事業

令和4年度概算要求額 1.9億円（1.9億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 大学をはじめとする研究機関において知財活動が定着し、特許権保有件数と特許権実施等件数は近年増加していますが、特許権実施等件数の特許権保有件数に対する割合は高いとはいえず、研究成果の特許化と、それを活用した社会実装の間にギャップが存在しています。
- このことから、研究機関で生まれた有用な研究成果について将来の活用を見据えた研究成果の発掘や知財戦略の策定等が十分に行われておらず、研究成果が十分に社会で活用されないことが危惧されます。
- 本事業では、大学と企業との連携活動に精通した専門家を大学等に派遣し、研究者への個別訪問等を通じて、有用な発明の発掘や知財戦略の策定、事業目線での目利き等、研究成果の社会実装に向けた支援を行い、権利取得・活用につなげます。
- さらに、専門家候補の育成を加速度的に進めるための仕組みを整備します。

成果目標

- 令和5年度において、派遣先大学等における権利取得・活用支援のための環境整備の達成率評価の平均を70%以上とします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

